

海上自衛隊訓令第2号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、貯油所の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和34年1月29日

防衛庁長官 伊能 繁次郎

貯油所の編制に関する訓令

（任務）

第1条 貯油所は、燃料油脂製品及び塗料（以下「燃料等」という。）の保管及び補給並びに燃料等の用法に関する技術指導並びに廃油の処理に関する業務を行うことを任務とする。

（所長）

第2条 貯油所の長は、貯油所長（以下「所長」という。）とする。

2 所長は、1等海佐をもつて充てる。

3 所長は、造修補給所長の命を受け、貯油所の所務を統括する。

（編制）

第3条 貯油所に、次の1室及び7科並びに燃料専門官を置く。

企画室

総務科

保安科

施設科

第1補給科

第2補給科

輸送科

品質管理科

（企画室）

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 燃料等の補給及びこれらに必要な業務の計画に関すること。

(2) その他所長から命ぜられた事項に関すること。

（総務科）

第5条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。

(2) 人事及び福利厚生に関すること。

(3) 秘密の保全に関すること。

(4) 会計及び物品の取扱いに関すること。

- (5) 通信に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、貯油所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(保安科)

第6条 保安科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警衛に関すること。
- (2) 防火及び火気の取締りに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、貯油所の保安に関すること。

(施設科)

第7条 施設科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 行政財産の管理に関すること。
- (2) 施設の整備、維持及び修理に関すること。
- (3) 施設の研究改善に関すること。

(第1補給科)

第8条 第1補給科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 燃料等の在庫管制に関すること。
- (2) 燃料等についての諸報告に関すること。

(第2補給科)

第9条 第2補給科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 燃料等の出納及び保管に関すること。
- (2) 燃料等の容器類の整備に関すること。
- (3) 廃油の処理に関すること。

(輸送科)

第10条 輸送科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 燃料等の輸送の計画及び実施に関すること。
- (2) 車両の管理及び運用に関すること。

(品質管理科)

第11条 品質管理科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 燃料等の品質管理に関すること。
- (2) 燃料等の検査及び試験に関すること。
- (3) 燃料等の調査研究に関すること（燃料専門官の所掌に属するものを除く。）。

(燃料専門官)

第11条の2 燃料専門官は、所長の命を受け、燃料等の用法に関する技術指導及びこれに必要な調査研究に関する事務をつかさどる。

(室長及び科長)

第12条 室に室長を、科に科長を置く。

2 室長又は科長は、所長の命を受け、室務又は科務を掌理する。

(委任規定)

第13条 この訓令に定めるもののほか、貯油所の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和34年2月1日から施行する。

附 則 (昭和35年4月30日海上自衛隊訓令第18号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第28条)

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

附 則 (昭和36年9月1日海上自衛隊訓令第43号補給所の編制に関する訓令附則第2項) (抄)

1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則 (昭和40年1月18日海上自衛隊訓令第3号)

この訓令は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則 (昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第21条)

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則 (昭和45年9月28日海上自衛隊訓令第25号)

この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月23日海上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年6月29日海上自衛隊訓令第26号)

この訓令は、昭和48年7月2日から施行する。

附 則 (昭和51年2月27日海上自衛隊訓令第5号貯油所の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条)

この訓令は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月2日防衛庁訓令第46号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第21条)

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則 (平成21年3月3日海上自衛隊訓令第8号)

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。